

藤沢市小規模保育事業A型における保育士配置基準の考え方に関するFAQ

No.	質問	回答	参考資料、根拠法令等															
1	保育士配置に係る特例に関して、「朝夕など児童が少数となる時間帯」とは、いつになるのか。	<p>藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項各号に定める必要保育士数の合計数が1となる時であり、朝夕に限らず土曜日の日中等も含まれます。</p> <p>条例第29条第2項各号で定める職員配置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>保育士1人が保育できる人数</th> <th>子ども1人あたり必要な保育士数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>例1 特例の適用が認められる場合 0歳児1人、1歳児2人を保育する場合の必要な保育士数 【計算方法】 $0.6 \times 1 + 0.3 \times 2 = 1.2$ 1.2を四捨五入して、条例第29条第2項各号で算定される必要保育士数は 1人 →本特例を適用可能</p> <p>例2 特例の適用が認められない場合 0歳児1人、1歳児3人を保育する場合の必要な保育士数 【計算方法】 $0.6 \times 1 + 0.3 \times 3 = 1.5$ 1.5を四捨五入して、条例第29条第2項各号で算定される必要保育士数は 2人 →本特例を適用不可</p>	年齢	保育士1人が保育できる人数	子ども1人あたり必要な保育士数	0歳児	3	0.6	1歳児	6	0.3	2歳児	6	0.3	3歳児	20	0.1	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条、附則第7号、第8号
年齢	保育士1人が保育できる人数	子ども1人あたり必要な保育士数																
0歳児	3	0.6																
1歳児	6	0.3																
2歳児	6	0.3																
3歳児	20	0.1																
2	保育士配置に係る特例に関して、「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」である、子育て支援員又は家庭的保育者について、それぞれ認定要件はどうなっているのか。	<p>子育て支援員の認定要件については、「子育て支援員研修事業実施要綱（子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省通知）の別紙）」に基づき実施される研修のうち、「地域保育コース」を受講し、修了証書の交付を受けた者のことです。 なお、子育て支援員研修の開催時期等については、保育課にお問い合わせください。</p> <p>また、家庭的保育者の認定要件については、保育の知識及び技術等の習得を目的として市が実施する「認定研修（講義及び保育実習）」を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識と技術を持っていると、市長が認める者のことですが、市では認可事業として家庭的保育事業を実施する予定がないことから、認定研修を開催する予定はありません。</p>	<p>「子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省通知）の別紙」</p> <p>「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成29年4月3日）別添3 家庭的保育者等研修事業実施要綱</p>															
3	保育士配置に係る特例に関して、「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を活用して、特例を適用する場合に、当該者は公定価格の基本分単価に含まれる職員に該当するのか。	条例附則第7号及び第8号に基づき保育士とみなされた者については、公定価格の基本分単価に含まれる保育士として取り扱われます。	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和3年3月31日）別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号））Ⅱ基本部分 1. 基本分単価（⑥） (2) 基本分単価に含まれる職員構成															
4	小規模保育事業A型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>(管理者) 1人 (保育従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 ※上記の定数は全て保育士 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については、非常勤保育士1人を加配 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置 <p>(事務職員) 非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要） (調理員等) 非常勤調理員（調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は配置不要）</p>	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和3年3月31日）別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号））Ⅱ基本部分 1. 基本分単価（⑥） (2) 基本分単価に含まれる職員構成															
5	公定価格上の加減調整部分の「管理者を配置していない場合」とは、どういう場合が該当するのか。	<p>次のいずれかに該当する場合は管理者を配置していないことになり公定価格の減額調整の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると認められる者を配置していない場合 管理者の給与が給付費から支出されていない場合 管理者が2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合 管理者が保育のローテーションに入っている場合 <p>なお、管理者が急に休んだ職員の業務を代行に行った場合等、やむを得ず緊急に他の業務を行った場合は「兼務」として取り扱わず、減算は適用されません。</p>	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和3年3月31日）別紙6（小規模保育事業A型・B型（保育認定3号））Ⅳ 加減調整部分 3. 管理者を配置していない場合 内閣府：公定価格に関するFAQ（Ver.20）No.159															
6	管理者の取り扱いについて、保育標準時間を超過して開所している際の、延長保育時間帯における、取り扱いはどうなるのか（保育標準時間認定を受けている子ども利用する施設の場合）	公定価格の基本分単価において充足すべき職員については、保育標準時間内についての規定であることから、保育標準時間外の延長保育部分においては、条例で規定される職員配置基準のみが適用されます。したがって、保育標準時間外では、公定価格の減額調整の対象とならずに管理者が保育従事可能となります。（管理者は有資格者である必要あり）	「延長保育事業の実施について」の一部改正について（平成29年4月3日雇児発0403第21号厚生労働省通知）															

※条例：藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例